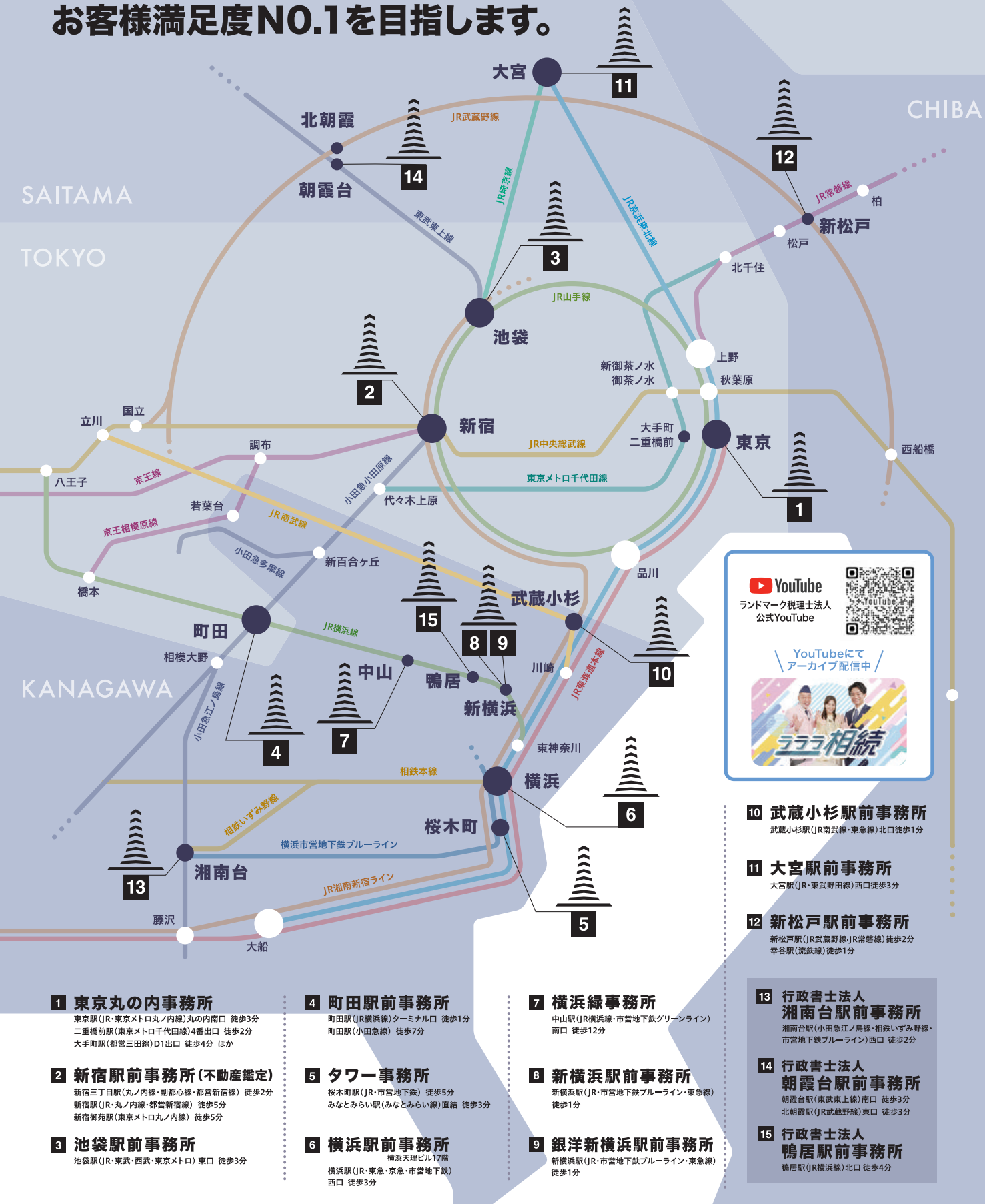


ランドマーク税理士法人は税金と資産運用のプロとして
お客様満足度NO.1を目指します。



ランドマーク税理士法人グループ

- ランドマーク税理士法人 ● ランドマーク行政書士法人
- 株式会社ランドマーク不動産鑑定 ● 株式会社ランドマークコンサルティング
- 株式会社ランドマークエデュケーション ● 一般社団法人相続マイスター協会

丸の内相続プラザ 丸の内相続大学校

平日 9:00-18:00
土曜日 9:00-18:00
日・祝 10:00-17:00
※ご相談は土日も対応

https://www.landmark-tax.com ランドマーク税理士法人 検索
0120-48-7271

YouTube
ランドマーク税理士法人
公式YouTube

YouTubeにて
アーカイブ配信中

ララ相続

- 10 武蔵小杉駅前事務所
武蔵小杉駅(JR南武線・東急線)北口徒歩1分
- 11 大宮駅前事務所
大宮駅(JR東武野田線)西口徒歩3分
- 12 新松戸駅前事務所
新松戸駅(JR武蔵野線・JR常磐線)徒歩2分
幸谷駅(流鉄線)徒歩1分
- 13 行政書士法人 湘南台駅前事務所
湘南台駅(小田急江ノ島線・相鉄いずみ野線・市営地下鉄ブルーライン)西口 徒歩2分
- 14 行政書士法人 朝霞駅前事務所
朝霞台駅(東武東上線)南口 徒歩3分
北朝霞駅(JR武蔵野線)東口 徒歩3分
- 15 行政書士法人 鴨居駅前事務所
鴨居駅(JR横浜線)北口 徒歩4分

地主・経営者のための情報マガジン

あぐりタイムズ
AgriTimes

2025
June

6

vol.239

基礎をおさらい！
相続税の計算方法

相続対策として生命保険を
活用しましょう

～活用方法は多岐にわたります～

営業職に役立つ！

ゴルフの
心髄

税務の知識を
楽しく学ぶ！

QuizKnock

コラボ動画企画



“FMヨコハマ” “NACK5”
“千葉テレビ” “テレビ東京”
でCM放送中



仙台 伊達政宗公騎馬像

基礎をおさらい！ 相続税の計算方法

動画でも解説中！



相続が発生した時、必ずしも財産を相続した人全員に相続税の申告義務があるわけではなく、財産価額の合計(プラスの財産)より債務等(マイナスの財産)を差し引いた金額が基礎控除額を下回ると申告納税は不要となります。万が一のことがあった時に焦らないために、いまのうちに相続税の計算方法や控除について確認しましょう。

今回は岩本が
お伝えします！



1 相続税の基礎控除

先ほど出てきた基礎控除額ですが、遺産総額が基礎控除を下回る場合は相続税の申告納税を行う必要はありません。基礎控除額は下記のように定められています。

$$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続が発生したら法定相続人の数を確定させ、相続税の申告が必要かどうか確認します。

例1) 法定相続人が2名、遺産総額が1億円の場合

$$\text{基礎控除額} : 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times 2\text{名}) = 4,200\text{万円}$$

▶ 遺産総額 1億円 - 基礎控除額 4,200万円 = 5,800万円

▶ 相続税がかかる金額は **5,800万円となります。**

例2) 法定相続人が5名、遺産総額が5,000万円の場合

$$\text{基礎控除額} : 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times 5\text{名}) = 6,000\text{万円}$$

▶ 遺産総額 5,000万円 - 基礎控除額 6,000万円 = -1,000万円

▶ 遺産総額が基礎控除額を下回った為、**相続税はかからず、申告は不要となります。**

2 法定相続人とは

法定相続人とは、民法で定められた被相続人(亡くなった人)の財産を相続できる人のことです。配偶者は常に法定相続人となりますが、子や親など配偶者以外の法定相続人には相続順位があり、相続順位が高い人から順に法定相続人となります。法定相続人の中に相続放棄をした人がいる場合、全財産を相続する権利を放棄したことになりますが、基礎控除の計算の際には相続放棄をしたものも法定相続人の数に含めて計算するので注意が必要です。

第1順位: 子ども

被相続人に子どもがいれば、配偶者と子どもが相続人になります。子どもが先に亡くなり孫がいる場合には、孫に相続権が移り、孫が法定相続人となります。このことを「代襲相続」と言います。

注意

①以下にあてはまる場合は「被相続人の子ども」として扱われる為、相続順位は1位となります。

- 非嫡出子: 結婚していない男女の間に生まれた子ども
- 離婚した相手が養育している子ども
- 普通養子縁組で養子に出した子ども
- 配偶者の連れ子で、被相続人と養子縁組した子ども
- 特別養子縁組で自分の養子にした子ども

②被相続人に養子がいた場合は基礎控除を計算するにあたり法定相続人に含めることのできる養子の人数には上限があります。

- 被相続人に実子がいる: 1人まで養子として含む
- 被相続人に実子がいない: 2人まで養子として含む

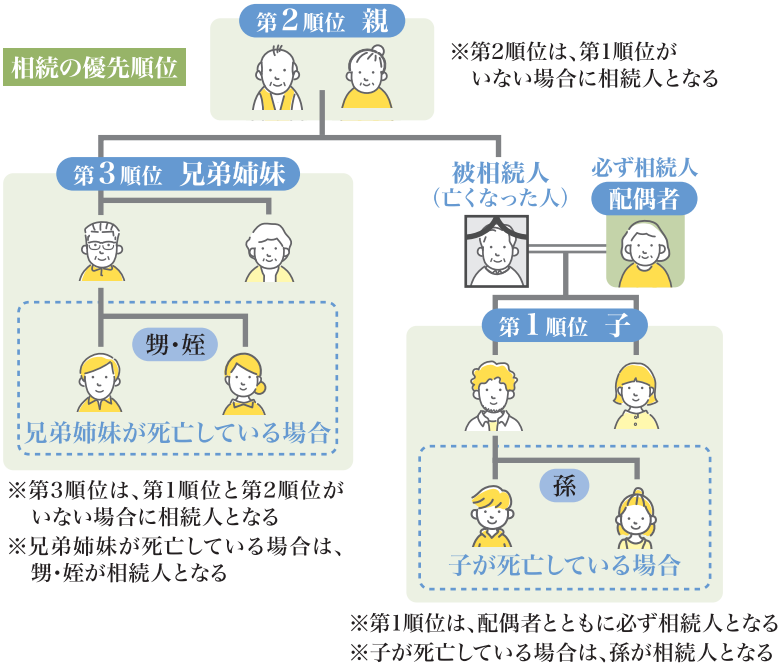
第2順位: 親

被相続人に子どもがいなかったら、相続人になるのは配偶者と親です。親が先に亡くなっていれば祖父母、つまり直系尊属となります。こちらには養親も含まれます。

第3順位: 兄弟姉妹

子どもがおらず、両親や祖父母も亡くなっていれば、亡くなった人の配偶者と兄弟姉妹が相続人となります。兄弟姉妹が先に亡くなっていれば甥や姪です。

※甥や姪以降に代襲相続することはありません。



3 法定相続分

法定相続分とは民法で定める遺産相続割合のことをさします。法定相続人の法定相続分についてはケースごとに異なるので確認しましょう。

相続する順位	相続人になる人	各相続人の割合	備考
第1順位	配偶者と子	配偶者 $\frac{1}{2}$ 子 $\frac{1}{2}$	子が複数なら $\frac{1}{2}$ を人数で按分
第2順位	配偶者と父母(または祖父母)	配偶者 $\frac{2}{3}$ 父母(または祖父母) $\frac{1}{3}$	「父母両方とも」「祖父母両方とも」なら $\frac{1}{3}$ を2人で按分
第3順位	配偶者と兄弟姉妹	配偶者 $\frac{3}{4}$ 兄弟姉妹 $\frac{1}{4}$	兄弟姉妹が複数なら $\frac{1}{4}$ を人数で按分

同順位の相続人が複数いる場合には、相続分を人数で均等割にします。例えば配偶者と子ども2名で相続を行う場合は、配偶者は総財産の $\frac{1}{2}$ 、子どもはそれぞれ $\frac{1}{4}$ ずつの相続分となります。配偶者は他の法定相続人の有無によって法定相続分が変わりますので注意が必要です。

4 遺産に含む財産の種類

相続が発生すると相続人調査とあわせて財産調査も行います。財産調査の際に抜け漏れがあるとのちに税務調査をされた場合にペナルティとして追徴課税が課される恐れがあります。

プラスの財産	現金・預貯金	●自宅にある現金 ●被相続人名義の預貯金 など
	有価証券・金融派生商品	●株式、国債、投資信託 など
	不動産とその権利	●土地、家屋 ●借地権 など
	各種動産	●貴金属 ●車 ●美術品、骨董品 など
	保険金	●死亡保険金 ●損害保険金 など
	その他	●ゴルフ会員権、リゾート会員権 ●著作権、特許権 など
マイナスの財産	借金・未払金	●借金 ●未払金 など
	葬儀費用	●被相続人の葬儀にかかる費用一式
	その他	●未納の税金 ●損害賠償の責任 など

通常、相続人は被相続人の葬式費用を負担するとされているため遺産から差し引くことが認められています。通夜や告別式および葬式の前後に発生した費用で通常必要と認められる費用、戒名料、葬儀に参列した弔問客の車代、葬儀手伝いの方へのお礼などは葬式費用の対象となりますが、初七日や四十九日などの法要、香典返し、墓石の購入費用などは対象外です。

また、被相続人の死亡によって支払われる生命保険金は、被相続人の財産ではないため、民法上は遺産分割の対象にはならないものの、相続税の計算時には「みなし財産」とされ課税対象となります。保険金の受取人が相続人である場合は一定の金額までは相続税はかかりませんので、相続税の計算時は控除して計算します。

$$\text{生命保険金の非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

5 相続税に適用できる控除

相続税には基礎控除以外にも最終的な税額を抑えることが出来る様々な控除や特例が設けられています。特例や控除等を適用したことで、遺産総額が基礎控除額を下回る場合は相続税の納税義務自体がなくなります。

(1) 小規模宅地等の特例

相続財産に土地や家屋などが含まれる場合、その土地の評価額に応じて相続税がかかりますが、条件によっては小規模宅地等の特例を適用することで相続税の計算時、宅地の評価額を最大80%ほど減額することが可能となります。ただし、この特例を適用するにはさまざまな要件を満たす必要がありますので注意が必要です。

(2) 配偶者の税額の軽減

被相続人に配偶者がいる場合、配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額のいずれか多い金額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。ただし、配偶者控除を適用するためには、相続税の申告期限内に申告書を提出する必要があります。

(3) 未成年者控除

法定相続人である未成年者が18歳になるまで、1年につき10万円が相続税額から控除されます。年数の計算にあたり、1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算します。こちらも日本国内に住所があることや法定相続人であることなど条件があります。この控除は対象者が財産を取得した場合に適用できます。

(4) 障害者控除

相続人に障害者がいる場合、対象者が満85歳になるまで、一般障害者は1年につき10万円、特別障害者は1年につき20万円が相続税額から控除されます。年数の計算にあたり、1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算します。この控除は対象者が財産を取得した場合に適用できます。

何かお困りごとがございましたら、ぜひランドマーク税理士法人へご相談ください。



ランドマーク便り メディア掲載情報

看板



横浜スタジアム一塁側立見席のフェンスにランドマーク税理士法人の看板が設置されました。



【ランドマーク税理士法人×QuizKnock
コラボ動画公開！】
「【激ムズ】真の所得王を目指せ！～所得王・極～」を
弊社のYouTubeチャンネルにて公開中！

ウェブ メディア



動画はこちら！

5月 セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

5月 不動産の活用で相続税対策

※ご希望の方にはセミナー後に無料で1時間ほどの税務相談を行っております。

5月22日 木 14:00～16:00

新横浜会場
TEL:045-350-5605

税務無料相談会 ※すべて14:00～16:00開催

5月15日 木 新宿会場
TEL:03-6709-8135

5月15日 木 池袋会場
TEL:03-5904-8730

5月15日 木 丸の内会場
TEL:03-6269-9996

5月15日 木 武蔵小杉会場
TEL:044-281-3003

5月15日 木 朝霞台会場
TEL:048-424-5691

5月15日 木 横浜駅前会場
TEL:045-755-3085

5月15日 木 みなとみらい会場
TEL:045-263-9730

5月15日 木 町田会場
TEL:042-720-4300

5月15日 木 湘南台会場
TEL:0466-86-7025

こちらからお申込み受付中！ ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>

※湘南台会場・朝霞台会場では相続手続きや遺言のご相談を受け付けております。

ショート動画はコチラ！

弊社税理士 清田幸弘が
【不動産の活用で相続税対策】
についてポイントを解説します！



清田のひとりごと



代表社員 清田幸弘

皆さん、旅行は好きですか？
個人的には、普段観ることのできない観光名所やその土地の景色、雰囲気を感じるのが旅の醍醐味だと感じています。
当然のことですが、観光地となっている地方の名所や自然は、誰かが景観維持を日頃怠らなくに行っている産物でもあります。
ではどのようなルールがあるのでしょうか？
例えば、京都の景観条例はとても厳しいことで有名ですね。建物の高さ、デザイン、眺望景観や借景、屋外広告物など、歴史的な町並みに関する規制について、ガイドラインが厳しく定められています。
特に歴史的建造物の多いエリアでは、景観の雰囲気を

損なわないようにするために色々な工夫がされているようです。
コンビニエンスストアが、寺院風の和風な入り口になったり、旅館の外装を模したかのような有名なコーヒーチェーン店があったり。
なんと運送会社でさえ、荷物を運ぶ荷車のデザインを変えているそうです。飛脚という江戸時代の荷車に似せた車のデザインなのだそうですよ。
景観維持をするために変更されたデザインですが、関東近郊では見ることのできないようなデザインに、ついつい足を止めて魅入ってしまいますね。
まだまだ他にもあるようですので、気になる方はぜひ調べてみてください。

相続対策として生命保険を活用しましょう

～活用方法は
多岐にわたります～

動画でも
解説中！



今回は
金子（国税OB）
が伝えます！



生命保険は相続対策としてメリットが多いと聞きましたがどのような利点があるのでしょうか。どのような場合に相続税の課税対象となるのか、どのような相続対策になるのか教えてください。

生命保険金を受け取る際の税金について、契約者と被保険者が同一の場合では、相続人が受け取る保険金は「相続税」の対象となり、相続人は保険金の非課税枠を利用できます。

A

解説

1 生命保険の仕組み

生命保険契約では、「誰に保険をかけるのか（被保険者）」、「誰が保険料を負担するか（保険契約者）」、「誰が保険金を受け取るか（保険金受取人）」によって、受け取る保険金（死亡保険金）が相続税、所得税・住民税、贈与税のいずれかの課税対象となります。

次の表は被保険者が亡くなった場合の生命保険金について課税される税金の種類を示しています。

	被保険者	保険契約者 (保険料の負担者)	保険金受取人	課税される 税金の種類
①	A(例:夫)	A(例:夫)	B(例:妻)	相続税
②	A(例:夫)	B(例:妻)	B(例:妻)	所得税／住民税
③	A(例:夫)	B(例:妻)	C(例:子)	贈与税

- ① 被保険者と保険契約者が同じで、受取人が異なる場合 → 『相続税』の対象となる。
- ② 被保険者と保険契約者が異なり、契約者と受取人が同じ場合
→ 一時所得として扱われ、『所得税・住民税』の対象となる。
- ③ 被保険者、保険契約者、受取人いずれも異なる場合 → 贈与として扱われ、『贈与税』の対象となる。

2 相続対策として生命保険を活用するメリット

(1) 相続人は保険金の非課税枠を利用できる

生命保険には、法定相続人の人数に応じて「500万円×法定相続人の人数」の非課税枠が設けられています。また、相続放棄をした人も、法定相続人の数に含めることが可能です。

例えば、死亡保険金が1,500万円で、契約者・被保険者が夫、受取人が妻、子どもが2人いる家族の場合、500万円×3人＝1,500万円が非課税枠となり、1,500万円はすべて相続税の対象外となります。

非課税枠を超えた保険金は、その超えた金額とほかの相続財産の合計金額から基礎控除額を差し引き、各法定相続人の法定相続分に応ずる取得金額に税率を掛けて相続税の総額を計算します。

(2) 子どもを契約者として生前対策としても使用できる

生命保険を生前対策として活用することも出来ます。その方法は、契約者と受取人を子どもに設定し、被保険者を親とする保険契約を結ぶことです。贈与税の対象とならないように年額110万円以下を親が子どもに贈与し、子どもはその全額を生命保険の保険料として支払います。親が死亡した際に、子どもは保険金を受け取ります。契約者と受取人が同一であることから、保険金は相続財産ではなく一時所得（または雑所得）として扱われ、所得税と住民税の対象となります。ただし、相続税の方が負担が少ない場合もありますので、入念にシミュレーションをする必要があります。

(3) 相続放棄の対象とはならない

通常、相続放棄をすると、相続財産を一切受け取れません。しかし、例外として、生命保険金に関しては受取人固有の財産と見なされるため、相続放棄をしても受け取ることが出来ます。ただし、(1)に記載した生命保険の非課税枠は、相続人としての権利を前提としているため、相続放棄をした場合には適用されません。

(4) 受取人を指定できるため資産分割をスムーズに進めることができる

通常、相続財産は相続人全員による遺産分割協議が必要で、全員の意見が一致することが求められます。相続財産は法定相続分を基準に協議されるのが一般的です。

しかし、生命保険金は受取人固有の財産であるため、遺産分割協議を経ることなく、指定された人が契約通りに保険金を受け取れます。そのため生命保険金の受取人を財産を遺したい人にしておけば確実に渡すことができます。

他にも、相続が発生した時、被相続人の金融機関の口座が凍結されますが、生命保険金の場合には受取人が保険会社に連絡し必要書類を揃えて請求すると、保険会社の審査が通れば1週間程度で受取人の口座に振り込まれるため、早期に資金調達を行うことが出来ます。さらには保険金を相続税の納税用資金として使用できるため、納税期限が迫っている場合にも有効な手段と考えられます。

3 生命保険を活用する時の注意点

(1) 相続税の非課税枠を利用できるのは相続人のみ

生命保険の非課税枠は、法定相続人に限って適用される制度です。法定相続人以外が保険金を受け取った場合、その金額は非課税枠の対象外となります。そのため、相続対策として生命保険を利用する際には、非課税枠を最大限に活用できるように、受取人の選定を行うことが重要です。また、孫（代襲相続人や養子でない）を生命保険の受取人していると受遺者となるため非課税枠の適用がないばかりか、生前贈与の保険料や生存給付金が生前贈与加算の対象となりますため注意が必要です。

(2) 相続開始後に受取人の変更はできない

生命保険の受取人の変更は、契約者かつ被保険者が存命中でなければできません。また、契約者である被保険者が認知症などを患い、契約内容を理解する認知力がなくなった場合も、受取人の変更は難しくなります。このため、受取人を変更する可能性がある場合は、早めに対応しておくことが重要です。

◎生命保険に加入することは生前にできる相続対策です。

お悩みの方がいればぜひ一度、ランドマーク税理士法人にご相談ください。

営業職
必見!



動画で解説!
ぜひご覧ください

ゴルフの 心髄



第81時限 バンカーショット ～えっ!? 真逆!?

通常のバンカーショットは、下半身をしっかりと砂に固定し、手首のリストコックをしっかりととり、ボール手前5cmほどの位置（最下点）にクラブヘッドを差し込みボールにスイングパワーを伝え、スピン量も増加させます。まずは、このバンカーショットのスイングとイメージを体得したいものです。今回は技術的に1ランク上のものになります。バンカーの砂質が細かく、砂の量が多めで柔らかい場合でピンまでの距離が極端に近かったり、ボールの落とし場所が下り斜面で止まりにくいような状況下で有効なバンカーショットのご紹介です。

通常のバンカーショット



1ランク上のバンカーショット



- ⑦ スタンスは狭めにクラブはやや短めに握ります。
- ⑧ テークバックは手首のリストコックをできるだけおさえて、手元とクラブで出来る角度をつけないように振り上げます。
- ⑨⑩ ダウンスイングは手首のリストコックが少ない分、かなり鈍角気味に下りてきてボールのわずかに右下側の砂に触れるか、触れないかくらいの感覚で払い飛ばす要領で、⑪ フォロースルーまでゆっくり振り抜きます。

★手首のリストコックを最小限に使うことでスイングの円弧が大きく動くため、ボールに強い力とスピン量がかかることなくゆっくりと柔らかい打球になります。通常のバンカーショットとはスイングも球質も真逆になります。ヘッドスピードを速くしない分、大きめのスイングを心がけてください。



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級